

(令和4年12月21日時点)

岐阜県障害福祉サービス事業所等食材料費軽減支援金に関する Q&A について

<対象事業者の要件について>

問 食事を提供していませんが、「おやつ」を提供している場合、対象となりますか。

答 対象とはなりません。

問 事業所において支援の一環として、職員と利用者で食事を作って食べる等の機会がある場合、支援金の対象となりますか。

答 契約書又は重要事項説明書に食事の提供に要する費用について記載されている場合は対象となりますが、記載されていなければ対象とはなりません。

問 食事は提供しているのですが、入所者及び利用者から徴収する食費をすでに値上げしている場合、対象となりますか。

答 対象となります。

<申請額の計算について>

問 平均入所者等数の計算をする際に、令和4年4月1日から令和4年10月31日までの総利用者数を用いることとなっていますが、これは延べ人数ということでしょうか。

答 総利用者数は延べ人数で計算してください。同じ入所者等が複数回利用している場合、利用回数分数えてください。

(例 入所者等 10 人がそれぞれ 10 回利用した場合の総利用者数は、100 人となります。)

問 契約書や重要事項説明書では食事提供をする事になっている利用者のなかで、実際には食事の提供をしていない利用者がいます。平均入所者等数の計算をするにあたって、こうした利用者を総利用者数に含めてもよろしいでしょうか。

答 契約書や重要事項説明書では食事提供をすることになっている利用者で、本人の同意を得て恒常的に食事の提供をしないこととしている場合、総利用者数に含めないようにして申請してください。

<申請方法について>

問 メールやFAXでの申請はできますか。

答 申請方法の違いにより混乱が生じないように、今回は郵送のみの対応とさせていただきます。お手数ですが、郵送で事務局までお送りください。

問 申請書の控えは残しておいた方がよいですか。

答 申請していただいた書類は返却いたしませんので、書類一式につきましては、コピーや電子データなどにより控えを残してください。

問 今回の申請書類に押印は不要ですか。

答 様式4「誓約書」に押印が必要ですので、注意してください。

問 契約書・重要事項説明書の写しについてですが、利用者全員分を提出する必要がありますか。

答 利用者全員分を提出する必要はありません。令和4年10月1日時点で、申請対象となるサービスにおいて使用していた契約書のひな形又は重要事項説明書のいずれかの写し（食事の提供に要する費用が確認できるもの）を提出してください。

<支援金の給付時期について>

問 申請後、支援金はいつごろ給付されますか。

答 申請期限である令和5年1月13日以降、申請内容の確認等を行ったのちに給付となります。現状では、令和5年2月下旬から3月下旬を想定しております。給付の日が確定次第、本支援金のHPに掲載します。

<その他>

問 支援金の給付を受けた場合、入所者又は利用者から徴収する食費について値上げは一切できないのか。

答 本支援金は、食材料費等の高騰に直面する中で、可能な限り入所者又は利用者の負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供を行うことができるよう、給付するものです。食費の設定については、こうした趣旨を踏まえて取り扱われますようお願いいたします。